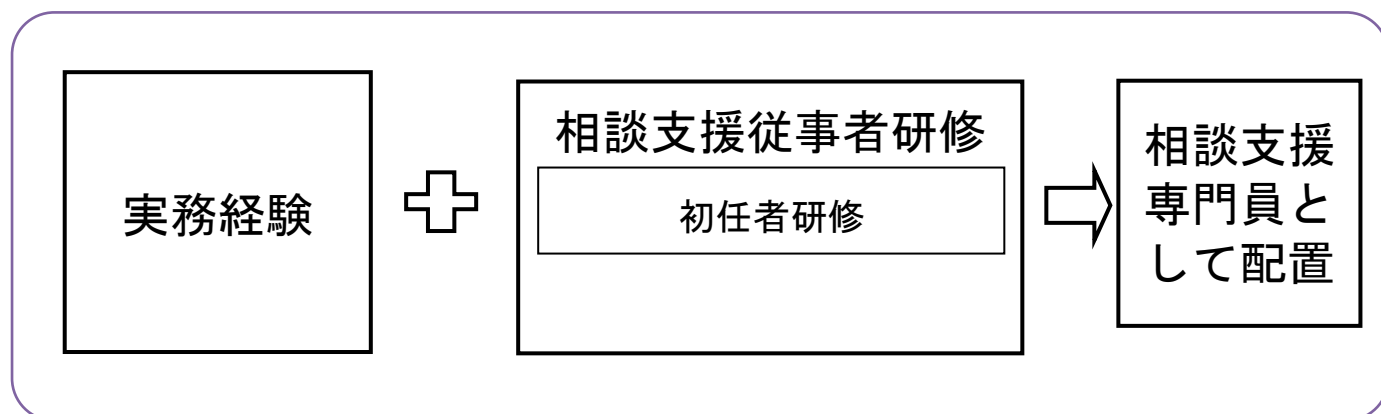
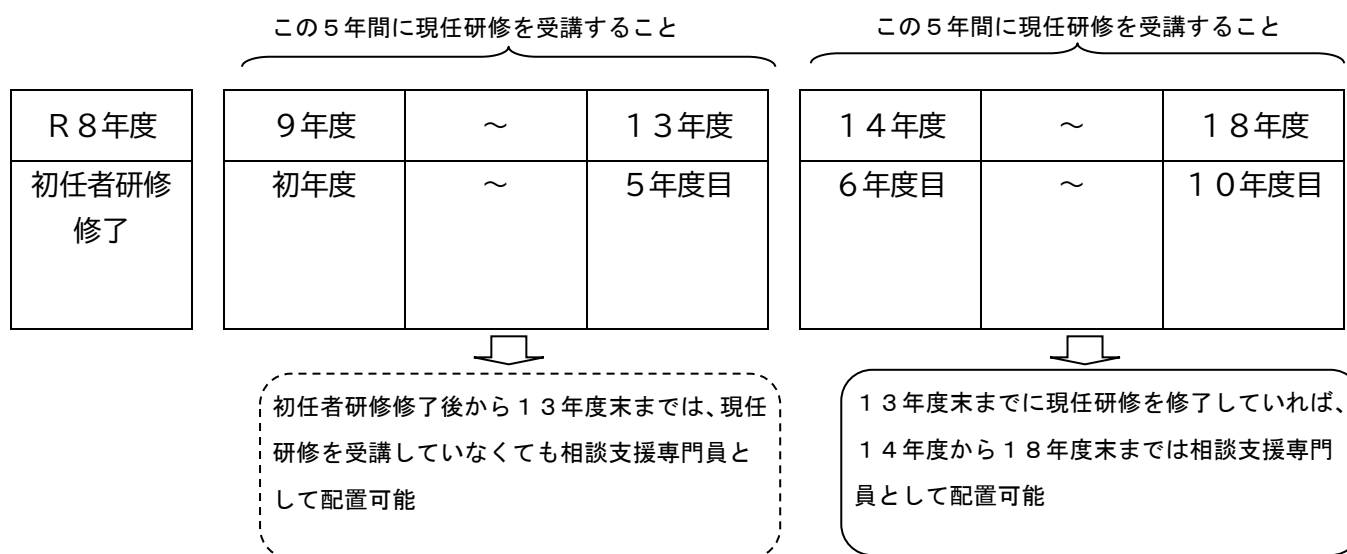


研修と資格の更新

○相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修（7日間）を修了し、修了した年度の翌年度を初年として、5年目の年度末までに現任研修（4日間）を修了する必要がある、以降、5年間の間に1回以上現任研修を受講することが必要です。なお、現任研修を受けるには、2年以上の相談支援専門員としての実務経験が必要です。



<例：令和8年度に初任者研修を修了した場合>



初任者研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末までに、現任研修を修了しなかった場合は、5年度目の末日以降、相談支援専門員の資格は失効してしまいます。
この場合、相談支援専門員の資格を満たすためには、改めて初任者研修を受講する必要があります。